

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	土砂埋立て等の変更許可申請	
根拠法令・条項	堺市土砂埋立て等の規制に関する条例第15条	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
審 査 基 準	<p>申請に当たっては、事前相談等を要することとなり、詳細は規則の定めるところによる。</p> <p>○堺市土砂埋立て等の規制に関する条例 (変更の許可等)</p> <p>第15条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る第13条第1項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前項の申請書には、第11条第2項の同意を得たことを証する書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、第12条第3項において準用する同条第2項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>4 前条の規定は、変更許可について準用する。</p> <p>5 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で市長に届け出なければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね2箇月
	標準処理期間を設定できない理由	